謹飭

〔日本後紀十二 桓武〕延暦廿三年四月辛未、中納言從三位和朝臣家麻呂薨、贈從二位大納言、家麻呂贈正一位高野朝臣弟嗣之孫也、其先百濟國人也、爲人木訥無才學、以帝外戚特被擢進、蕃人入相府自此始焉、可謂人位有餘、天爵不足、其雖居貴職、逢故人者、不嫌其賤、握手相語、見者感焉、時年七十一、

〔大日本史贊藪 一〕藤原良房及子孫傳贊

贊曰、良房相業雖不多見、而文德帝期以蕭何、則規摸徽猷、必有可觀者、〔略中〕而奕世昌熾、一門不知其幾后、外戚之盛、實基于此矣、仲平不禳星變、而欲子姪之久職、忠平能全交誼、而反乃兄〔平時〕之所爲、皆有長者之風焉、

〔大鏡三 太政大臣實賴〕これたゞひらのおとゞの一男におはします、小野宮のおとゞと申き、御母寬平法皇〔宇多〕の御むすめ、〔子傾〕大臣位にて二十七年天下執行、攝政關白し給ひて、二十年ばかりやおはしけん、〔略中〕大かた何事にも有職に、御心うるはしく御はします事は、よのつねの人の本にぞひかれさせ給ふ、をのゝみやの南おもてには、御もとゞりはなちていでさせ給ふ事なかりき、そのゆゑはいなりのすぎのあらはにみゆれば、明神御覽ずらんに、いかでかなめげにてはいでんとの給はせていみじくつゝしませ給ふに、おのづからおぼしわすれぬるをりは、御袖をかづかせ給ひてぞおぢろきさわがせ給へる、このおとゞの御女〔述子〕ぞ、女御にたゝせ給ひにき、村上の御時にや、たしかにおぼえ侍らず、

〔續世繼七 紫のゆかり〕太政大臣雅實のおとゞと申しは、中宮〔白河后賢子〕のひとつ御はらからにて、六條の右のおとゞ〔源顯房〕の太郎におはしき、〔略中〕こがのおほきおとゞと申き、いと御身のざえなどはおはせざりしかど、よにおもくおもはれたる人にぞおはせし、ちゝおとゞわがまゝなる御心にて、ひが〳〵しきことも云たまひけるにも、このおとゞなゐり給ければとゞまりたまひけり、白河院もはぢさせ給へりけるとこそきこえ侍りしか、